

警察官のための

充実・犯罪事実記載例

第5版

特別法犯

解説・判例付き

加藤 俊治 編著

立花書房

推薦のこぼ　～第5版の発刊に寄せて～

犯罪事実は、事件送致や事件処理に当たって必ず記載すべきものであるため、いわば捜査の到達点である。捜査が十分になされて事案の真相が解明されればされるほど、不思議と犯罪事実は簡にして要を得たものとなる。その意味から、犯罪事実は捜査の投影とも言えよう。

犯罪事実がこのようなものであることから、犯罪事実の記載例は、捜査終了に当たってどのように犯罪事実を記載すれば良いのかというだけでなく、当該捜査の開始に当たっても、どのような形で捜査がまとめれば良いのかを的確に示す羅針盤の役目を担っているように思う。捜査に携わる方々には、最新でかつ応用が利き、条文の解釈も記載されている犯罪事実記載例の参考書があれば有用であろうと思う。

本書は、警察官の皆さんを始め捜査に携わる人々から好評を博して版を重ねてきたが、この度、加藤俊治検事の編著により第5版が発刊されることになった。

特別法犯は、時代の要請に応じ、法令の制定・改正が比較的多く、その都度その状況を把握することも大変である。また、新たな裁判例も数多く出され、生起する事件の態様も日々変化して複雑巧妙化している。そうした状況にあって、編著者は、法務省において数多くの法令改正に携わるとともに法律の解釈にも長けているこの道のエキスパートの一人であり、変化する捜査実務にも精通し捜査実務上の問題点にも詳しい。この度、加藤俊治検事という最適な人材が本書の編著者となったことを素直に喜びたい。

本書は、目次から分かるように、組織犯罪対策・犯罪収益規制関係や麻薬・厚生関係など日々生起する犯罪のみならず、選挙関係、財政関係などやや特殊ではあるが重要な犯罪も取り上げられており、特別法犯のほぼ全域がカバーされている。

犯罪事実の記載に当たっては、当然ながら犯罪構成要件をくまなく記載する必要があるが、編著者が「第5版はしがき」で述べるように、本書には記載例ごとに適用条文が掲載されており、忙しい捜査官や捜査に携わる人々が、犯罪事実の記載に当たりその都度条文を確認しなくても犯罪事実が記載できるようにとの細やかな配慮がなされている。また、条文を記載したのは、常に条文を読みながら犯罪事実を記載することが重要であるとの編著者のメッセージである気がしており、このことは犯罪事実の記載に当たって常に想起すべき重要な視点である。

また、特別法犯は、条文の改正が多いだけでなく、時代の推移に応じて犯罪の態様も変化している。その意味で、常に最新の記載例を参照できれば捜査や犯罪事実の記載に当たって大変有用となるが、その点についても今回の改訂で最新の事例が取り上げられているのはうれしい。

本書は、条文だけでなく条文解釈も同時に記載されている。実務上必要にして十分な情報がこの一冊で得ることができるので、犯罪事実の記載に携わる者にとって格好の記載例集であるばかりか、法律の解説書であるとも言えよう。

本書は、犯罪事実の記載に携わる捜査官だけでなく、弁護士が代理人として特定の事件について告訴・告発しようとする場合や司法修習生が犯罪事実を起案する場合などでも、有用なものとなると確信している。

法曹関係者の幅広い要請に役立つ一冊であると信じている。

令和3年1月

弁護士（元大阪高等検察庁検事長） 伊丹俊彦

第5版はしがき

本書は、元検事である小川賢一先生の編著により平成23年1月に新訂版が発刊され、平成28年8月発刊の第4版まで版が重ねられてきたものであり、犯罪捜査の任に当たる警察官の皆さんから好評を得てきたものです。

今回の改訂に当たっては、旧版の基本的な構成を受け継ぎつつ、法令の制定・改正や新たな裁判例について追加・修正等したほか、特に、次のような点に留意して作業を行いました。

1 各記載例に関する条文を掲載した

特別法犯に関する罰則は、刑法各則の罰則よりも複雑・長文のものも多いのですが、それだけ犯罪の成立に必要な要件が詳細に明示されているともいえ、犯罪事実の記載に当たっても、条文に立ち返ることが重要だと考えられたことから、必要な条文を掲載することとしたものです。

2 犯罪事実の内容・表現を最近の例に鑑みて改めた

犯罪事実の記載方法は、かつての文語的で難解なものから、口語的で平易なものへと移り変わっています。また、対処を要する犯罪や犯罪の内容自体も、当然のことながら時代に応じて変化しています。今回の改訂では、そうした変化を取り入れるように努めました。

これらの試みが十分に成功したものであるか、読者の皆さんのニーズに合ったものであるかについては、御批判をまちたいと思います。

改訂作業に当たっては、馬場野武氏や秋山寛和氏ほか、立花書房出版部の皆さんに、大変な御助力をいただきました。ここに記して、御礼を申し上げます。

令和3年1月

編著者

凡 例

判例の表記は、別記略語を用い、次の例による。

大審院判決昭和7年3月1日大審院刑事判例集11巻232頁＝大判昭7・3・1刑集
11・232

最高裁判所判決昭和50年7月1日最高裁判所刑事判例集29巻7号355頁＝最判昭
50・7・1刑集29・7・355

最高裁判所決定昭和53年2月13日最高裁判所刑事判例集32巻2号295頁＝最決昭
53・2・13刑集32・2・295

判例集等略語

刑集	大審院刑事判決集
刑集	最高裁判所刑事判例集
民集	最高裁判所民事判例集
裁判集	最高裁判所裁判集（刑事）
高刑集	高等裁判所刑事判例集
東高時報	東京高等裁判所刑事判決時報
高検速報	高等裁判所刑事裁判速報（集）
刑裁特	高等裁判所刑事裁判特報
下刑集	下級裁判所刑事裁判例集
刑裁月報	刑事裁判月報
家裁月報	家庭裁判月報
判時	判例時報
裁時	裁判所時報
判夕	判例タイムズ

目次

推薦のことば ～第5版の発刊に寄せて～

第5版はしがき

凡例

第1章 組織的犯罪対策・犯罪収益規制関係

第1節 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律〔暴力団対策法〕

(平成3年法律77号) ……………	1
1 暴力的要求行為に係る中止命令違反(46条1号, 11条1項) ……	4
2 暴力的要求行為に係る再発防止命令違反(46条1号, 11条2項) …	5
3 再発防止命令を受けていた指定暴力団員が, その命令に違反する とともに恐喝をする(46条1号, 11条2項, 刑法249条2項) ……	6
4 警戒区域内に事務所を新設(46条2号, 15条の3第1項1号, 15条の2第1項) ……………	7
5 警戒区域内における禁止行為(46条3号, 9条4号) ……………	8

第2節 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律

〔組織的犯罪処罰法〕(平成11年法律136号) ……………	10
第1 組織的な犯罪に係る法定刑の加重(3条) ……………	10
1 組織的な賭博場開張等図利(3条1項6号, 刑法186条2項, 60条) …	11
2 組織的な殺人未遂(4条, 3条1項7号, 刑法199条, 60条) ……	13
3 不正権益獲得目的による恐喝(3条2項, 1項14号, 刑法249条 1項) ……………	14
第2 犯罪収益等隠匿(10条) ……………	15
1 犯罪収益の隠匿保管(10条1項前段) ……………	17
2 犯罪収益の取得についての事実の仮装(第1:貸金業法47条2 号, 11条1項, 3条1項。第2:出資の受入れ, 預り金及び金利等 の取締りに関する法律5条3項後段。第3:本法10条1項前段。) ……	18

3	犯罪収益の取得についての事実の仮装（10条1項前段）	20
第3	犯罪収益等収受（11条）	20
	賭博場開張等図利による犯罪収益をみかじめ料として収受(11条)	21

第3節 犯罪による収益の移転防止に関する法律〔犯罪収益移転防止法〕

	(平成19年法律22号)	23
1	業としてキャッシュカードの譲受け（28条3項, 1項前段, 刑法60条）	26
2	業としてキャッシュカード及び暗証番号等の譲受け及び受提供（28条3項, 1項）	27
3	預金通帳等及び暗証番号の譲受け及び受提供（28条1項後段）	28
4	他人名義の預金口座のキャッシュカードの譲渡し（28条2項後段）	28
5	インターネット掲示板において預貯金通帳等を譲り受けるよう誘引（28条4項, 1項後段）	29

第2章 麻薬・厚生関係

第1節	覚醒剤取締法（昭和26年法律252号）	31
第1	輸入（41条）	31
1	営利目的で空路を利用して覚醒剤を輸入しようとする（41条2項, 1項, 関税法109条3項, 1項, 69条の11第1項1号, 刑法60条）（第9章第2節第1も参照）	33
2	営利目的で海路を利用して覚醒剤を輸入（41条2項, 1項, 刑法60条）	34
第2	製造（41条）	35
1	製造（41条1項）	35
2	営利目的の精製（41条2項, 1項）	35
第3	所持（41条の2）	36

1	営利目的の所持（41条の2第2項, 1項）	37
2	液体（水溶液等）を所持（41条の2第1項）	37
3	覚醒剤結晶及び覚醒剤原料をコインロッカーに隠匿所持（41条の2第1項, 41条の4第1項3号, 30条の7）	37
第4	譲渡し, 譲受け（41条の2）	38
1	無償譲渡し（41条の2第1項）	38
2	非対面型の営利目的譲渡し（41条の2第2項, 1項）	39
3	有償譲受け（41条の2第1項）	39
第5	使用（41条の3第1項1号, 19条）	40
1	自己使用（水溶液を注射）（41条の3第1項1号, 19条）	40
2	自己使用（加熱気化させて吸引）（41条の3第1項1号, 19条）	41
3	自己使用（飲み込む）（41条の3第1項1号, 19条）	41
4	自己使用（尿中に覚醒剤が検出され, 使用を否認している場合）（41条の3第1項1号, 19条）	41
第2節	麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律14号）	43
第1	輸入	43
1	営利目的でヘロインを携帯して輸入しようとする（64条2項, 1項, 関税法109条3項, 1項, 69条の11第1項1号, 刑法60条）	44
2	LSDを外国郵便小包を利用して輸入しようとする（65条1項1号, 関税法109条3項, 1項, 69条の11第1項1号）	45
第2	製造	46
	営利目的のコカイン製造（65条2項, 1項1号）	46
第3	製剤	46
1	営利目的のヘロイン製剤（64条の2第2項, 1項）	47
2	MDA錠剤を製剤（66条1項）	47
第4	譲渡し, 譲受け	48
1	コカインを有償で譲渡し（66条1項）	48
2	MDA錠剤を無償で譲受け（66条1項）	48
第5	所持	49
1	ヘロインの所持（64条の2第1項）	49

2	営利目的のコカイン所持（66条2項, 1項）	49
3	LSDの所持（66条1項）	49
第6	施用	50
1	ヘロインをたばこに混ぜて燃焼させて吸引（64条の3第1項, 12条1項）	50
2	コカインを吸引（66条の2第1項, 27条1項）	50
3	LSDを含有する紙片を舐める（66条の2第1項, 27条1項）	51
4	MDMA錠剤を飲み込む（66条の2第1項, 27条1項）	51
5	覚醒剤を麻薬と誤認して使用	52
第3節	大麻取締法（昭和23年法律124号）	53
第1	栽培（24条）	53
1	山林において栽培（24条1項）	53
2	営利目的で栽培（24条2項, 1項）	54
第2	輸入（24条）	54
	営利目的で貨物内に隠匿して輸入（24条2項, 1項, 関税法109条1項, 69条の11第1項1号）	55
第3	譲渡し, 譲受け（24条の2）	56
1	無償譲渡し（24条の2第1項）	56
2	無償譲受け（24条の2第1項）	56
第4	所持（24条の2）	56
1	大麻草の所持（24条の2第1項）	57
2	樹脂状固形物の所持（24条の2第1項）	57
第4節	国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律〔麻薬特例法〕（平成3年法律94号）	58
第1	業として行う規制薬物の譲渡し（5条）	58
1	営利目的の覚醒剤譲渡しを業とする（5条4号, 覚醒剤取締法41条の2第2項, 1項）	59
2	8条との混合型（5条4号, 8条2項, 大麻取締法24条の2第2	

項, 覚醒剤取締法41条の2第2項, 1項) ……………	60
第2 薬物犯罪収益等隠匿 (6条) ……………	61
1 覚醒剤を譲り渡して得た現金を借名の銀行口座に預入れ (6条1項) ……………	63
2 覚醒剤を譲り渡して得た現金を隠匿 (6条1項) ……………	63
第3 薬物犯罪収益等收受 (7条) ……………	64
薬物犯罪収益を貸金の返済金として受領 (7条) ……………	64
第4 規制薬物としての物品の譲渡し等 (8条) ……………	65
1 覚醒剤として物品を輸入した場合 (8条1項, 覚醒剤取締法41条1項) ……………	66
2 覚醒剤として物品を譲り渡した場合 (8条2項, 覚醒剤取締法41条の2第1項) ……………	66
第5節 毒物及び劇物取締法 (昭和25年法律303号) ……………	68
第1 無登録販売等 ……………	68
1 無登録でトルエンを販売 (24条1号, 3条3項, 毒物及び劇物指 定令2条1項76号の2) ……………	69
2 無登録でトルエンを貯蔵 (24条1号, 3条3項, 毒物及び劇物指 定令2条1項76号の2) ……………	70
第2 吸入目的等を知りながらの販売 ……………	70
吸入目的を知りながらシンナーを販売 (24条の2第1号, 3条の 3, 施行令32条の2) ……………	70
第3 吸入, 吸入目的所持 ……………	71
1 シンナーの吸入 (24条の3, 3条の3, 施行令32条の2) ……………	72
2 シンナーの吸入目的所持 (24条の3, 3条の3, 施行令32条の2) ……………	72
第6節 食品衛生法 (昭和22年法律233号) ……………	73
第1 不衛生食品等の販売等 ……………	73
1 腐敗食品等の販売等 (71条1項1号, 6条1号) ……………	74
2 有毒食品等の販売等 (71条1項1号, 6条2号) ……………	75
第2 病肉等の販売等 ……………	75

	へい死した牛の肉を販売（71条1項1号, 10条1項）……………	75
第3	添加物等の販売等（71条1項1号, 12条）……………	76
第4	無許可飲食店等営業……………	77
	自宅店舗において無許可飲食店を営業(72条1項, 52条1項, 51条)…	77
第7節	医師法（昭和23年法律201号）……………	79
1	無免許医業（31条1項1号, 17条, 刑法60条）……………	79
2	無診察による診断書の交付（33条の2第1号, 20条）……………	80
第8節	医薬品, 医療機器等の品質, 有効性及び安全性の確保等に関する 法律〔旧薬事法〕（昭和35年法律145号）……………	81
第1	医薬品等の無許可製造……………	81
	無許可で, 業として医薬品を製造（86条1項2号, 13条1項）…	82
第2	医薬品の無許可販売等……………	83
	無許可で, 業として医薬品を販売, 陳列, 貯蔵(84条9号, 24条1項)…	84
第3	処方箋医薬品の販売の制限違反……………	85
	処方箋医薬品の不正販売（84条17号, 49条1項）……………	87
第4	販売方法等の制限違反……………	87
	薬局開設者が店舗による販売以外の方法で医薬品を販売（85条1 号, 37条1項）……………	89
第5	譲渡手続違反（46条1項違反）……………	89
	法定の文書の交付を受けずに毒薬を販売（86条1項11号, 46条1 項, 施行規則205条）……………	90
第9節	旅館業法（昭和23年法律138号）……………	92
	法人が無許可で旅館業を営む（10条1号, 3条1項, 13条）……………	92
第10節	住宅宿泊事業法〔民泊法〕（平成29年法律65号）……………	94
	住宅宿泊事業に係る虚偽の届出（73条1号, 3条1項）……………	95

第3章 危険物関係

第1節	爆発物取締罰則（明治17年太政官布告32号）	97
第1	爆発物使用（1条）	97
1	手製爆弾を爆発させる①（1条）	98
2	手製爆弾を爆発させる②（1条）	98
3	ダイナマイトを爆発させる（1条，刑法60条）	99
4	金属製砲弾を着弾・爆発させる（1条，刑法60条）	99
第2	爆発物等の製造・輸入・所持・注文（3条）	100
1	爆発物の製造（3条）	100
2	爆発物の使用に供すべき器具の製造（3条，刑法60条）	101
第3	6条の罪	101
	所持目的を証明することができないダイナマイトの所持（6条）	101
第2節	火炎びんの使用等の処罰に関する法律（昭和47年法律17号）	102
第1	火炎びんの使用（2条1項）	103
	火炎びんを事務所に投てきして炎上させる（2条，刑法60条）	103
第2	火炎びんの製造・所持等（3条）	104
1	3条1項の罪	104
2	3条2項の罪	105
第3節	銃砲刀剣類所持等取締法〔銃刀法〕（昭33年法律6号）	106
第1	けん銃の所持	106
1	けん銃の所持（31条の3第1項，3条1項）	106
2	けん銃の加重所持（31条の3第2項，3条1項）	107
3	けん銃の加重所持〔火薬類取締法違反を含む記載例〕（31条の3第2項，3条1項，火薬類取締法59条2号，21条）	108
第2	けん銃実包の所持	109
1	けん銃実包の所持（31条の8，3条の3第1項）	109
2	けん銃実包の所持〔火薬類取締法違反を含む記載例〕（31条の	

8, 3条の3第1項, 火薬類取締法59条2号, 21条)……………	110
第3 けん銃の密輸入……………	110
けん銃を密輸入する(31条の2第1項, 3条の4)……………	110
第4 けん銃等の譲受け……………	111
1 けん銃の譲受け(31条の4第1項, 3条の10)……………	112
2 けん銃及びけん銃実包の譲受け〔火薬類取締法違反も含む記載 例〕(31条の4第1項, 3条の10, 31条の9, 3条の12, 火薬類取 締法59条4号, 17条1項, 50条の2第1項)……………	112
第5 けん銃の発射(31条1項, 3条の13)……………	113
1 けん銃の発射(31条1項, 3条の13)……………	114
2 けん銃を発射して人を殺害(第1:31条1項, 3条の13, 刑法 199条。第2:31条の3第2項, 3条1項。)……………	115
第6 刀剣類の所持……………	116
1 日本刀の所持(31条の16第1項1号, 3条1項)……………	116
2 日本刀の所持の態様の制限違反(31条の18第2号, 21条, 10条 1項)……………	117
第7 刃物の携帯……………	117
果物ナイフの携帯(31条の18第3号, 22条)……………	118
第4節 火薬類取締法(昭和25年法律149号)……………	119
第1 無許可製造業……………	119
無許可で火薬類の製造業を営む(58条1号, 3条)……………	119
第2 無許可製造……………	120
製造業者でない者が火薬類を製造する(58条2号, 4条)……………	120
第3 無許可販売業……………	121
無許可で火薬類の販売業を営む(58条3号, 5条)……………	121
第4 所持……………	121
けん銃実包の所持(59条2号, 21条)……………	122
第5節 武器等製造法(昭和28年法律145号)……………	124
無許可製造……………	124

1	けん銃の無許可製造 (31条1項, 4条) ……………	125
2	銃砲の無許可製造未遂 (31条3項, 1項, 4条) ……………	125
第6節	消防法 (昭和23年法律186号) ……………	127
第1	火災報知器等損壊 ……………	127
	火災報知器の損壊 (39条, 18条1項) ……………	127
第2	防火対象物に対する措置命令違反 ……………	128
	措置命令違反 (39条の3の2第1項, 5条1項) ……………	128
第3	消防の用に供する機械器具等の違法販売 ……………	129
	法定の表示がされていない検定対象機械器具等の販売 (41条6号, 21条の2第4項) ……………	129

第4章 風紀・青少年保護・生活安全関係

第1節	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (風営法) (昭和23年法律122号) ……………	131
第1	無許可営業 ……………	134
1	無許可営業 (飲食店) (49条1号, 3条1項, 2条1項1号) ……	135
2	無許可営業 (常習賭博を伴う例) (第1 : 刑法186条1項。第2 : 本法49条1号, 3条1項, 2条1項5号, 施行規則3条1号。) ……	136
第2	風俗営業を営む者の禁止行為違反 ……………	137
1	客引き (52条1号, 22条1項1号) ……………	139
2	客引きの準備行為 (52条1号, 22条1項2号, 56条) ……………	140
3	18歳未満の者に接待をさせる (50条1項4号, 22条1項3号) ……	140
4	18歳未満の者を夜間業務に従事させる (50条1項4号, 22条1 項4号) ……………	141
5	18歳未満の者を客として立ち入らせる (50条1項4号, 22条1 項5号) ……………	142
6	20歳未満の者に酒類等を提供 (50条1項4号, 22条1項6号) ……	142

第3	営業禁止地域における店舗型性風俗特殊営業(28条2項違反) … 143
	営業禁止地域における風俗営業(49条6号, 28条2項, 2条6 項2号, 都道府県条例) …………… 144
第2節	売春防止法(昭和30年法律118号) …………… 146
第1	勧誘等(5条) …………… 146
1	勧誘(5条1号) …………… 148
2	立ちふさがり, つきまとい(5条2号) …………… 148
3	客待ち等(5条3号) …………… 149
第2	周旋等(6条) …………… 149
1	周旋(6条1項) …………… 150
2	周旋目的誘引(6条2項3号) …………… 150
第3	困惑等による売春(7条) …………… 151
1	困惑により売春をさせる(7条1項) …………… 152
2	脅迫により売春をさせる(7条2項) …………… 152
第4	前貸等(9条) …………… 153
	売春をさせる目的で前貸しをする(9条) …………… 153
第5	売春をさせる契約(10条) …………… 154
	売春をさせる契約(10条1項) …………… 155
第6	場所提供(11条) …………… 155
1	場所提供(11条1項) …………… 156
2	業として場所提供(11条2項, 刑法60条) …………… 157
第7	売春をさせる業(12条) …………… 157
	人を自己の占有する場所に居住させて売春をさせることを業と する(12条) …………… 159
第3節	競馬法(昭和23年法律158号), 自転車競技法(昭和23年法律209 号), モーターボート競走法(昭和26年法律242号) …………… 160
第1	呑み行為及びその相手方 …………… 160
	競馬に係る呑み行為及びその相手方(第1:競馬法30条3号。 第2:同法33条2号。) …………… 161

第2	わいろの供与等	163
	競馬騎手にわいろを供与（第1：競馬法32条の2前段。第2： 同法32条の4第1項。）	164
第4節	特定複合観光施設区域整備法（IR整備法）（平成30年法律80号）	166
第5節	私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律 〔リベンジポルノ規制法〕（平成26年法律126号）	168
1	私事性的画像記録（動画データ）の不特定・多数の者への提供 （わいせつ電磁的記録等送信頒布を伴う場合）（3条1項，2条1 項1号，3号，刑法175条1項後段）	171
2	私事性的画像記録物（画像）の公然陳列（名誉毀損を伴う場合） （3条2項，2条1項1号，刑法230条1項）	172
3	私事性的画像記録の公表目的提供（3条3項，2条1項3号）	173
第6節	児童福祉法（昭和22年法律164号）	175
1	こじきをさせる等の行為（60条2項，34条1項2号）	179
2	歌謡・遊芸等をさせる行為（60条2項，34条1項4号）	180
3	夜間，道路その他で物品の販売等をさせる行為（60条2項，34 条1項4号の2）	180
4	物品の販売等をさせるため風俗営業を行う場所に立ち入らせる 行為（60条2項，34条1項4号の3）	180
5	酒席に侍する行為を業務としてさせる行為（60条2項，34条1 項5号）	181
6	淫行をさせる行為（60条1項，34条1項6号）	181
7	有害な行為をするおそれのある者に引き渡す行為（60条2項， 34条1項7号）	181
8	有害な影響を与える行為をさせる目的で自己の支配下に置く行 為①（60条2項，34条1項9号）	182
9	有害な影響を与える行為をさせる目的で自己の支配下に置く行 為②（60条2項，34条1項9号）	182

第7節 未成年者喫煙禁止法（明治33年律法33号）、未成年者飲酒禁止法（大正11年法律20号） ……………	183
第1 未成年者の喫煙（飲酒）制止義務違反……………	183
未成年者の喫煙（飲酒）を放置する（未成年者喫煙禁止法3条1項、未成年者飲酒禁止法3条2項、1条2項）……………	184
第2 営業者による未成年者への酒類の販売・供与……………	185
未成年者に酒類を販売（未成年者飲酒禁止法3条1項、1条3項）……………	186
第3 未成年者へのたばこの販売……………	186
未成年者にたばこを販売（未成年者喫煙禁止法5条）……………	186
第8節 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律〔児童買春禁止法〕（平成11年法律52号） ……………	188
第1 児童買春（4条）……………	189
児童ないしその保護者に対償を供与して性交又は性交類似行為をする（4条）……………	190
第2 児童ポルノ所持、提供等（7条）……………	191
1 児童ポルノ所持（7条1項前段、2条3項1号）……………	196
2 児童ポルノ製造①（7条4項、2項、2条3項3号）……………	197
3 児童ポルノ製造②（7条5項、2項、2条3項2号）……………	198
4 児童買春と併せて児童ポルノ製造（第1：4条。第2：7条4項、2項、2条3項1号。）……………	198
5 児童ポルノ提供（7条6項前段、2条3項2号）……………	199
6 児童ポルノの提供目的所持①（7条7項前段、6項、2条3項1号、3号）……………	200
7 児童ポルノの提供目的所持②（7条7項前段、6項、2条3項1号、3号）……………	200
第9節 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律〔出会い系サイト規制法〕（平成15年法律83号） ……………	202
1 児童を相手方とする性交等の誘引行為（33条、6条1号）……………	203
2 対償を伴う児童を相手方とする異性交際の誘引行為（33条、6条	

3号)	204
第10節 ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律81号）	206
1 ストーカー行為①（待ち伏せ等）（18条，2条3項，1項1号）	208
2 ストーカー行為②（つきまとい等）（18条，2条3項，1項1号）	210
3 ストーカー行為③（待ち伏せ，連続して電話をかける，車を汚損）（第1：18条，2条3項，1項1号，5号。第2：刑法261条。）	211
第11節 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）（平成13年法律31号）	212
1 保護命令違反（はいかい）（第1：29条，10条1項1号。第2：刑法130条。）	215
2 保護命令違反（つきまとい）（29条，10条1項1号）	217
第12節 古物営業法（昭和24年法律108号）	218
第1 無許可古物営業	218
1 無許可営業（31条1項，3条）	218
2 無許可営業（両罰規定の適用がある場合）（31条1項，3条，38条）	219
第2 帳簿不記載等	220
帳簿の不記載（33条2号，16条）	220
第13節 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（東京都）〔迷惑防止条例〕（昭和37年東京都条例103号）	222
第1 粗暴行為の禁止違反	222
1 ちかん行為（8条1項2号，5条1項1号）	222
2 常習として盗撮行為（8条7項，2項1号，5条1項2号イ）	223
3 混乱を誘発，助長する行為（8条4項3号，5条3項）	224
第2 不当な客引き行為等の禁止違反	224
1 客引き行為（8条4項5号，7条1項3号）	224
2 常習として客引き行為（執ように客引き）（8条10項，4項5号，7条1項4号）	226

- 3 スカウト行為（執ように勧誘）（8条4項5号, 7条1項7号）… 226
- 4 常習としてスカウト行為（専ら異性に対する接待をして酒類を伴う飲食をさせる役務に勧誘）（8条10項, 4項5号, 7条1項5号ロ）… 227

第14節 東京都青少年の健全な育成に関する条例（昭和39年東京都条例181号） ……………	229
青少年とみだらな性交（24条の3, 18条の6）……………	230

第5章 労働関係

第1節 労働基準法（昭和22年法律49号） ……………	231
第1 解雇予告手当の不払……………	231
解雇予告手当を支払わずに解雇予告なく解雇（119条1号, 20条1項）……………	232
第2 賃金不払……………	233
1 賃金不払（120条1号, 24条）……………	234
2 法人代表者による賃金不払（120条1号, 24条, 被疑者会社につき更に121条1項）……………	235
第3 時間外労働……………	235
1 1日8時間を超える労働をさせる（119条1号, 32条2項, 被疑者会社につき更に121条1項）……………	236
2 36協定に違反して労働をさせる（119条1号, 32条2項, 被疑者会社につき更に121条1項）……………	237
第2節 職業安定法（昭和22年法律141号） ……………	238
第1 無許可有料職業紹介事業……………	238
無許可有料職業紹介事業（64条1号, 30条1項）……………	239
第2 労働者供給事業……………	239
労働者供給事業（64条9号, 44条）……………	240

第3 有害職業紹介等	241
売春をさせることを知りながら職業紹介 (63条2号)	241
第3節 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律〔労働者派遣法〕(昭和60年法律88号)	243
1 無許可労働者派遣事業 (59条2号, 5条1項)	243
2 有害な業務に就かせる目的で労働者派遣 (58条, 刑法60条)	243

第6章 外事関係

第1節 出入国管理及び難民認定法〔入管法〕(昭和26年政令319号)	245
第1 不法入国	245
1 船による不法入国 (70条1項1号, 3条1項1号)	247
2 航空機による不法入国 (70条1項1号, 3条1項1号)	247
第2 不法上陸	248
1 乗員以外の者の不法上陸 (70条1項2号)	249
2 乗員の不法上陸 (70条1項2号)	249
3 不法入国罪と不法上陸罪とを併せて記載する場合 (70条1項1号, 3条1項1号, 70条1項2号)	249
第3 資格外活動	250
1 専ら19条1項1号違反の資格外活動 (70条1項4号, 19条1項1号)	251
2 専ら19条1項2号違反の資格外活動 (70条1項4号, 19条1項2号)	252
3 専らでない資格外活動 (73条, 19条1項1号)	252
第4 不法残留	252
1 一般の上陸許可を受けた者の不法残留 (在留期間の終期が平成22年6月30日以前である場合) (70条1項5号)	254
2 一般の上陸許可を受けた者の不法残留 (在留期間の終期が平成	

	22年7月1日以降である場合) (70条1項5号) ……………	254
3	一般の上陸許可を受けた者の不法残留 (在留期間更新許可申請等に対する処分がないまま2か月が経過した場合で、平成31年3月31日以前に特例期間が終了し、同日以前に不法残留期間が始まっていた場合) (70条1項5号、在留期間更新の場合は21条4項、20条5項〔平成30年法律102号による改正前のもの〕、在留資格変更の場合は20条5項〔同前〕) ……………	255
4	一般の上陸許可を受けた者の不法残留 (前記3以外の場合で、在留期間更新許可申請等に対する処分がないまま2か月が経過した場合〔初回更新の例〕) (70条1項5号、在留期間更新の場合は21条4項、20条6項、在留資格変更の場合は20条6項) ……………	256
5	一般の上陸許可を受けた者の不法残留 (前記3以外の場合で、在留期間更新許可申請等に対する処分がないまま2か月が経過した場合〔数次更新の例〕) (70条1項5号、在留期間更新の場合は21条4項、20条6項、在留資格変更の場合は20条6項) ……………	259
6	一般の上陸許可を受けた者の不法残留 (在留期間更新許可申請等をしてから2か月以内〔平成31年4月1日以降〕に不許可処分があった場合) (70条1項5号、在留期間更新の場合は21条4項、20条6項、在留資格変更の場合は20条6項) ……………	259
7	寄港地上陸の許可を受けた者の不法残留 (70条1項7号) ……………	260
8	乗員上陸の許可を受けた者の不法残留 (70条1項7号) ……………	261
第5	仮上陸者の条件違反 ……………	261
	仮上陸に付された条件に違反して不出頭 (70条1項6号、13条3項) ……………	261
第6	数次乗員上陸許可取消後の不出国等 ……………	262
	数次乗員上陸許可取消後の不出国(70条1項7号の3、16条9項) ……	263
第7	不正の手段による難民認定 ……………	264
	虚偽事実を申告して難民認定を受ける (70条1項9号) ……………	265
第8	不法在留 ……………	265
1	平成11年改正法施行後に不法入国・不法上陸した場合 ……………	267
2	平成11年改正法施行前に不法入国・不法上陸した場合 ……………	269

第9	不法出国	270
1	外国人の不法出国（71条，25条2項）	270
2	日本人の不法出国（71条，60条2項）	271
第10	収容令書等による身柄拘束中の者の逃走	271
	入国管理センターから逃走（72条1号，刑法60条）	271
第11	不法就労助長行為	272
1	外国人に不法就労をさせる（個人事業主の場合）（73条の2第1項1号）	274
2	外国人に不法就労をさせる（両罰規定の適用がある場合）（73条の2第1項1号，被疑者会社について更に76条の2）	275
3	外国人に不法就労をさせる（73条の2第2項1号に該当し，確認不十分であることを記載する例）（同条1項1号）	275
4	不法就労活動をさせるために自己の支配下に置く（73条の2第1項2号）	276
5	業として不法就労活動をさせる行為に関しあっせん（73条の2第1項3号）	276
第12	集団密航に関する罪	277
1	集団密航者を海路で本邦内に入らせる（74条2項，1項，刑法60条）	279
2	集団密航者を上陸させる（74条2項，1項）	279
3	集団密航者を輸送した上，上陸させる（74条の2第2項，1項，74条2項，1項，刑法60条）	280
4	集団密航者を収受した上，輸送し，蔵匿する（74条の4第2項，1項，刑法60条）	280
第13	不法入国等援助	281
1	営利の目的で，不法入国・不法上陸を容易にする（74条の6，70条1項1号，2号の2）	282
2	不法入国等を容易にするため，偽造旅券を提供（74条の6の2第1項2号イ）	283
3	不法入国等を容易にするため，他人名義の旅券を提供（74条の6の2第1項2号ロ）	284

第14	不法入国者等蔵匿隠避……………	284
	退去強制を免れさせるため、外国人をかくまう(74条の8第1項)…	285
第15	旅券不携帯等……………	285
	旅券の不携帯(76条1号, 23条1項)……………	286
第16	在留カードに関する罪……………	287
1	虚偽届出(71条の2第1号, 19条の7第1項)……………	287
2	届出不履行(71条の5第1号, 19条の7第1項)……………	288
3	在留カードの偽造(73条の3第1項)……………	289
4	偽造在留カードの行使(73条の3第2項)……………	289
5	偽造・変造目的による器械又は原料の準備(73条の5, 73条の 3第1項)……………	290
6	他人名義の在留カードの行使(73条の6第1項1号)……………	290
7	自己名義の在留カードの提供(73条の6第1項3号)……………	291
8	在留カードの提示義務違反(75条の2第2号, 23条3項)……………	291
9	在留カードの携帯義務違反(75条の3, 23条2項)……………	292
第2節	旅券法(昭和26年法律267号)……………	293
1	旅券の不正取得罪(23条1項1号)……………	293
2	旅券の不正取得罪及び他人名義の旅券の行使罪(第1:23条1 項1号。第2:同項2号。)	294

第7章 環境関係

第1節	廃棄物の処理及び清掃に関する法律〔廃棄物処理法〕(昭和45年 法律137号)……………	295
第1	無許可一般廃棄物処理業……………	296
	無許可業者による一般廃棄物の収集, 運搬(25条1項1号, 7 条1項)……………	296
第2	無許可産業廃棄物処理業……………	297

1	無許可業者による産業廃棄物の収集・運搬（25条1項1号，14条1項，32条1項1号）	298
2	無許可業者による産業廃棄物の処分（25条1項1号，14条6項，32条1項1号）	299
第3	産業廃棄物の処理の委託 無許可業者に産業廃棄物の運搬・処分を委託（25条1項6号，12条5項，32条1項2号）	301
第4	廃棄物の投棄	302
1	一般廃棄物の投棄（25条1項14号，16条）	303
2	特別管理産業廃棄物の投棄（25条1項14号，16条，32条1項1号）	303
第5	廃棄物の焼却 木くず等の野焼き（25条1項15号，16条の2）	304
第2節	高圧ガス保安法（昭和26年法律204号） 積載方法，移動方法違反（83条2号，23条2項，84条〔被疑者会社につき〕，一般高圧ガス保安規則50条1号，5号）	306
第3節	大気汚染防止法（昭和43年法律97号） ばい煙発生施設設置の虚偽届出（34条1号，6条1項，36条，被疑者乙及び丙につき更に刑法60条）	308
第4節	水質汚濁防止法（昭和45年法律138号） 排水基準に適合しない排出水の排出（31条1項1号，12条1項，34条，排水基準を定める省令1条，別表第一）	310
第5節	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律〔種の保存法〕（平成4年法律75号）	313
第1	国内希少野生動植物種の捕獲等 イリオモテヤマネコを捕獲（57条の2第1号，9条）	313
第2	希少野生動植物種の個体等の譲受け 国際希少野生動植物種の個体の譲受け（57条の2，12条1項）	314

第3	登録個体の管理等	315
1	登録票を備え付けないで販売目的の陳列(63条6号,21条1項)	316
2	登録票とともにしない譲渡し(63条6号,21条3項,被疑者会社につき更に65条1項3号)	317
第6節	動物の愛護及び管理に関する法律〔動物愛護法〕(昭和48年法律105号)	318
第1	愛護動物の虐待等	318
1	愛護動物の虐待(44条2項)	319
2	愛護動物の遺棄(44条3項)	319
第2	特定動物の飼育	319
	ライオンの飼育(45条1号,25条の2)	319
第7節	屋外広告物条例	321
	禁止された物件に屋外広告物を表示	321

第8章 選挙関係

公職選挙法(昭和25年法律100号)	323	
第1	買収・被買収(221条1項)	323
1	事前買収(221条1項1号)	325
2	供応接待(221条1項1号)	325
3	申込み(221条1項1号)	326
4	利害誘導(221条1項2号)	326
5	事後買収(221条1項3号)	326
6	被買収(221条1項4号)	327
7	交付(221条1項5号)	327
第2	選挙の自由妨害(225条)	328
	選挙運動用ポスターの毀棄(225条2号)	328

第3	虚偽事項の公表（235条）	329
	虚偽の経歴を公表（235条1項）	329
第4	詐偽投票等（236条，237条）	330
	詐偽登録及び詐偽投票（第1：236条2項，刑法157条1項，158条1項，60条。第2：237条2項，刑法60条。）	330
第5	文書違反	331
1	法定外文書の頒布（243条1項3号，142条1項）	335
2	脱法文書の頒布（243条1項5号，146条1項）	335
第6	寄附の禁止違反	336
1	特定寄附（第1：249条，200条2項。第2：248条2項，199条1項。）	338
2	公職の候補者等による寄附（249条の2第2項，1項，199条の2第1項）	339
第7	事前運動，教育者の地位利用，戸別訪問等の制限違反	340
1	教育者の地位利用による選挙運動，戸別訪問（239条1項1号，3号，137条，138条1項）	341
2	事前運動，戸別訪問（239条1項1号，3号，129条，138条1項）	342

第9章 財政関係

第1節	酒税法（昭和28年法律6号）	345
1	無免許製造（54条1項，7条1項）	346
2	無免許販売業（56条1項1号，9条1項）	347
第2節	関税法（昭和29年法律61号）	349
第1	輸入してはならない貨物の輸入	349
1	商標権を侵害する物品の携帯輸入（109条2項，69条の11第1項9号）	350
2	覚醒剤の輸入（109条1項，69条の11第1項1号，覚醒剤取締法	

41条1項) (第2章第1節第1も参照) ……………	351
3 けん銃の輸入(109条1項, 69条の11第1項2号, 銃砲刀剣類所持 等取締法31条の2第1項, 3条の4)(第3章第3節第3も参照) …	353
第2 関税のほ脱 ……………	354
課税物件の隠匿携帯による関税ほ脱 (110条1項1号) ……………	354
第3 無許可輸出入 ……………	355
1 金地金を密輸入しようとする (111条3項, 1項1号, 67条, 消 費税法64条1項1号, 地方税法72条の109第1項) ……………	356
2 パーソナルコンピュータの密輸出 (111条1項1号, 67条) ……	357
第4 密輸貨物の有償取得 ……………	357
密輸入品の買受け (112条1項) ……………	358
第3節 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律〔補助金適正化 法〕(昭和30年法律179号) ……………	359
偽り不正の手段による補助金の受交付 (29条1項) ……………	360
第4節 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の 公正を害すべき行為の処罰に関する法律〔入札談合防止法／官製 談合防止法〕(平成14年法律101号) ……………	362
入札等の公正を害する行為 (8条) ……………	362
予定価格の教示による入札妨害 (8条) ……………	362

第10章 民商事・経済関係

第1節 会社法(平成17年法律86号) ……………	365
第1 特別背任(960条) ……………	365
1 第三者図利目的の特別背任(960条1項3号, 刑法60条, 被疑者 乙につき更に刑法65条1項) ……………	366
2 不良貸付け(960条1項, 刑法60条, 被疑者乙につき更に刑法65	

条1項)	367
第2 利益供与等 (970条)	368
1 利益供与 (第1 : 970条1項, 刑法60条。第2 : 970条2項。)	370
2 利益供与要求 (970条3項)	370
3 威迫を伴う利益受供与・要求 (970条4項)	371
第3 違法配当 (963条5項2号)	371
違法配当 (963条5項2号, 刑法60条)	372
第4 株主等の権利の行使に関する贈収賄 (968条)	373
総会屋との間で金品の授受 (第1 : 968条1項1号。第2 : 同条 2項, 1項1号。)	374
第5 預合い・応預合い (965条)	375
発起人と銀行との間で預合い(第1 : 965条前段。第2 : 同条後段。)	375
第2節 破産法 (平成16年法律75号)	377
詐欺破産 (265条)	377
1 詐欺破産 (265条1項1号)	378
2 詐欺破産 (破産手続開始決定前の財産隠匿), 破産管財人に対す る虚偽説明 (第1 : 265条1項1号。第2 : 268条1項前段, 40条 1項1号。)	379
第3節 不正競争防止法 (平成5年法律45号)	381
1 営業秘密の開示 (21条1項4号, 3号口)	382
2 違法な開示によって取得した営業秘密を開示 (21条1項7号)	383
第4節 特定商取引に関する法律 (昭和51年法律57号)	385
1 不実の告知 (70条1号, 6条1項7号, 74条1項2号)	385
2 威迫 (70条1号, 6条3項, 74条1項2号)	387
3 書面の不交付① (71条1号, 5条1項1号)	388
4 書面の不交付② (71条1号, 5条2項)	389

第5節 貸金業法（昭和58年法律32号）	391
第1 無登録営業	391
無登録貸金営業（47条2号, 11条1項, 3条1項）	391
第2 取立て行為の規制違反	392
取立てに当たって債務者を威迫（47条の3第1項3号, 21条1項）	393
第3 誇大表示等の禁止違反	395
実際よりも低金利であるように広告（48条1項3号, 16条1項）	395
第4 書面の不交付	396
契約の内容を明らかにする書面の不交付（48条1項4号, 17条 1項）	396
第6節 出資の受入れ, 預り金及び金利等の取締りに関する法律	
〔出資法〕（昭和29年法律195号）	398
第1 預り金	398
1 自然人による預り金（8条3項1号, 2条1項）	399
2 法人による預り金（8条3項1号, 2条1項, 被疑者会社につき 更に9条1項3号）	400
第2 浮貸し等	401
金融機関の役員がその地位を利用して手形を割引（8条3項1 号, 3条）	402
第3 金銭貸借の媒介手数料の制限違反	403
制限を超える金銭貸借の媒介手数料を受領（8条3項1号, 4 条1項）	403
第4 高金利の処罰	404
無登録貸金業者による高金利貸付け（第1：貸金業法47条2号, 11条1項, 3条1項。第2：本法5条3項。）	406
第7節 無限連鎖講の防止に関する法律（昭和53年法律101号）	408
無限連鎖講の運営（5条, 刑法60条）	409

第11章 知的財産権関係

第1節 商標法（昭和34年法律127号）	411
1 商標権の侵害（78条）	412
2 みなし侵害行為（78条の2，37条2号）	413
第2節 著作権法（昭和45年法律48号）	415
第1 著作権侵害	415
1 音楽CDの複製・販売（119条1項，21条，26条の2第1項）	417
2 映画DVDの複製・レンタル（119条1項，21条，26条1項）	418
3 映画の盗撮（119条1項，21条，映画の盗撮の防止に関する法律 4条1項）	418
4 銅版画の複製（119条1項，21条）	419
5 ファミリーコンピュータ用プログラムの複製（第1：119条1 項，21条。第2：119条2項2号。）	420
6 キャラクターの不正利用（119条1項，21条，124条1項，意匠 法69条，23条，2条2項1号）	421
7 ファイル共有ソフトを用いて公衆送信権を侵害（119条1項，23 条1項）	422
8 公衆用自動複製機器提供（119条2項2号）	423
9 みなし侵害行為（頒布目的の所持）（119条2項3号，113条1項2号）	423
10 違法ダウンロード（119条3項1号）	424
第2 著作隣接権の侵害	425
1 レコード製作者が有する送信可能化権を侵害（119条1項，96条 の2）	425
2 レコード制作者が有する複製権及び譲渡権を侵害（119条1項， 96条，97条の2第1項）	426

第12章 農林水産関係

第1節 農地法（昭和27年法律229号）	429
1 無許可権利移転（64条1号, 3条1項）	430
2 無許可転用（64条1号, 4条1項）	430
3 転用目的無許可権利移転（64条1号, 5条1項）	431
第2節 森林法（昭和26年法律249号）	432
第1 森林窃盗（197条, 198条）	432
1 森林窃盗（197条）	432
2 保安林区域内の森林窃盗（盗伐）（198条）	433
第2 放火及び失火（202条, 203条）	433
1 他人の森林に対する放火（202条1項）	433
2 他人の森林に対する失火（203条1項）	434
第3節 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律〔旧鳥獣 の保護及び狩猟の適正化に関する法律〕〔鳥獣保護管理法〕（平成 14年法律88号）	435
第1 狩猟鳥獣以外の鳥獣の捕獲	436
メジロの捕獲（83条1項1号, 8条）	437
第2 狩猟鳥獣の捕獲等	437
1 捕獲禁止区域での捕獲（83条1項2号, 11条1項, 施行規則8 条, 7条1項7号ハ）	438
2 狩猟期間外の期間における捕獲（83条1項2号, 11条1項）	440
第3 狩猟の適正化に係る違反行為	440
1 銃猟禁止区域内での銃猟（83条1項4号, 35条2項）	441
2 禁止猟法での捕獲（83条1項4号, 36条, 施行規則45条）	442
3 銃猟時間の制限違反（83条1項4号, 38条1項）	443
4 住居集合地域における銃猟禁止違反（83条1項4号, 38条2項）	443
第4 鳥獣の飼養	444
違法に捕獲したメジロの飼養（84条1項5号, 27条）	444

第4節 漁業法（昭和24年法律267号）、水産資源保護法（昭和26年法律313号）	445
第1 特定水産動物の採捕等	445
1 あわびの採捕（漁業法189条1号、132条1項、施行規則41条2号。同法194条も参照。）	445
2 違法に採捕されたなまこを有償で取得（漁業法189条2号、1号、132条1項、施行規則41条3号）	447
第2 無許可指定漁業営業	447
無許可で以西底引き網漁業を営む（漁業法190条3号、36条1項、漁業の許可及び取締りに関する省令2条2号、刑法60条。漁業法194条も参照。）	447
第3 漁法の制限違反等	448
1 爆発物を使用して水産動植物を採捕（水産資源保護法41条、5条。同法45条も参照。）	448
2 有毒物を使用して水産動植物を採捕し、採捕した水産動植物を販売（水産資源保護法41条、6条、7条。同法45条も参照。）	449
第4 漁業権侵害	450
漁業権を侵害してさざえを採捕（195条）	450
第5 内水面におけるさけの採捕	450
内水面におけるさけの採捕（水産資源保護法43条2号、28条。同法45条も参照。）	451

第13章 運輸・通信関係

第1節 道路運送法（昭和26年法律183号）	453
第1 無許可の一般旅客自動車運送事業経営	453
無許可で一般旅客自動車運送事業を経営（96条1号、4条1項、88条2項、99条、施行令1条1項1号、乙及び丙につき更に刑法60条）	454

第2	自家用自動車による有償運送の禁止	455
	自家用自動車による有償運送（97条1号, 78条）	456
第2節	道路運送車両法（昭和26年法律185号）	457
第1	無登録自動車の運行	457
	無登録自動車の運行（108条1号, 4条）	457
第2	無検査自動車の運行	457
1	無検査自動車の運行（108条1号, 58条1項, 施行令15条1項2号, 2項1号）	458
2	無検査かつ無保険の自動車の運行（108条1号, 58条1項, 施行令15条1項2号, 2項1号, 自動車損害賠償保障法86条の3第1号, 5条）	458
第3	自動車登録番号標の偽造, 使用	459
	自動車登録番号標の偽造, 使用（106条, 98条1項）	459
第4	車両番号標の表示義務違反	460
1	検査対象軽自動車の車両番号標の表示義務違反（109条1号, 73条1項, 施行規則43条の7, 8条の2）	460
2	検査対象外軽自動車の車両番号標の表示義務違反（109条1号, 97条の3第2項, 73条1項, 施行規則63条の8, 8条の2第2項）	462
第3節	貨物自動車運送事業法（平成元年法律83号）	463
第1	無許可貨物自動車運送事業経営	463
1	無許可一般貨物自動車運送事業経営（両罰規定の適用あり）（70条1号, 3条, 78条）	463
2	無許可特定貨物自動車運送事業経営（71条2号, 35条1項, 施行規則42条1項24号）	464
第2	無認可事業計画変更	465
	無認可で事業計画を変更（74条, 9条1項, 78条）	466

第4節 自動車の保管場所の確保等に関する法律〔保管場所法〕（昭和37年法律145号）	467
1 道路を保管場所として使用（17条1項2号，11条1項，附則3項，施行令附則3項，2項1号）	468
2 12時間以上の駐車（17条2項2号，11条2項1号，附則3項，施行令附則3項，2項1号）	469
3 8時間以上の駐車（17条2項2号，11条2項2号，附則3項，施行令附則3項，2項1号）	470
第5節 鉄道営業法（明治33年法律65号）	471
1 無賃乗車（29条1号）	471
2 鉄道地内にて勧誘（35条）	471
3 線路内への立入り（37条）	472
第6節 新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法〔新幹線妨害特例法〕（昭和39年法律111号）	473
1 運行保安設備の損壊（2条1項）	474
2 線路上に小石を置く（3条1号）	475
3 線路内への立入り（3条2号）	475
第7節 航空機の強取等の処罰に関する法律〔ハイジャック防止法〕（昭和45年法律68号）	476
1 航空機の強取（1条1項，刑法60条）	477
2 航空機の運航障害（4条）	479
第8節 航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律〔航空危険行為処罰法〕（昭和49年法律87号）	480
第1 航空の危険を生じさせる行為（1条）	480
1 管制妨害（1条，刑法60条）	481
2 滑走路を自動車で疾走（1条）	482
第2 爆発物等の持ち込み（4条）	482

	爆発物の持ち込み（4条）	483
第3	過失犯（6条）	483
	業務上の過失により航空の危険を生じさせる（6条2項, 1項）	484
第9節	船舶安全法（昭和8年法律11号）	486
1	船舶検査証書等を受有しない船舶の航行（18条1項1号）	486
2	最大搭載人員超過（18条1項4号）	486
3	中間検査受検等違反（18条1項7号, 施行規則18条4項）	487
第10節	船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律149号）	488
1	海技士を乗り組ませない（30条の3第1号, 18条1項）	489
2	小型船舶操縦士を乗船させない（30条の3第1号, 23条の31第1項, 施行令10条, 別表第二）	490
3	無資格者の乗船（31条1号, 23条の33, 施行令10条, 別表第二）	491
第11節	郵便法（昭和22年法律165号）	492
1	郵便物の放棄（77条）	492
2	郵使用物件の損傷（78条）	492
3	郵便不正利用（82条）	492
第12節	電波法（昭和25年法律131号）	494
第1	無免許無線局の開設・運用	494
1	無免許無線局の開設（110条1号, 4条）	494
2	無免許無線局の運用（110条2号, 4条）	496
第2	無線通信の秘密の窃用等	496
	傍受したパスワードの窃用（109条1項）	496
第13節	電気通信事業法（昭和59年法律86号）, 有線電気通信法（昭和28年法律96号）	498
1	電気通信事業者の取扱中の電子メールを無断閲読（電気通信事業法179条1項）	498

2	有線電気通信施設の損壊（有線電気通信法13条）	499
第14節 不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律128号) … 500		
1	他人のID, パスワードにより不正アクセス（11条, 3条, 2条4項1号）	504
2	他人のID, パスワードにより不正アクセスし, 被害会社の広告・宣伝用ホームページデータを削除する（11条, 3条, 2条4項1号, 刑法234条の2第1項）	506
3	他人の識別符号により不正アクセスし, 他人のポイントを盗用する（11条, 3条, 2条4項1号, 刑法246条1項）	507
4	他人の識別符号入力による不正アクセスに引き続き, アクセス制御機能による特定利用の制限を免れることができる情報の入力による不正アクセス（第1：11条, 3条, 2条4項1号。第2：11条, 3条, 2条4項2号。）	508
5	不正アクセス目的で, 他人の識別符号を保管(12条3号, 6条)	517

第14章 土地・建物関係

第1節 宅地建物取引業法（昭和27年法律176号） … 519		
第1	免許の不正取得	519
1	前科がない旨偽って免許を不正取得（79条1号, 3条1項）	520
2	事務所に取引士を置く旨偽って免許を不正取得（79条1号, 3条1項, 84条1号）	521
3	免許の不正取得幫助（79条1号, 3条1項, 84条1号, 刑法62条1項）	522
第2	無免許営業	522
	無免許営業（79条2号, 12条1項, 3条1項）	522
第3	名義貸し	523
	名義貸し（79条3号, 13条1項）	523

第4	業務停止命令違反	524
	業務停止命令違反（79条4号，65条2項）	524
第2節	建設業法（昭和24年法律100号）	528
1	無許可建設業（47条1項1号，3条1項）	528
2	許可の不正取得（47条1項5号，3条1項，刑法60条）	529
3	添付書類の虚偽記載（50条1項1号，6条1項，53条2号，刑法60条）	530
第3節	建築基準法（昭和25年法律201号）	532
第1	建築確認申請義務違反	532
1	木造以外の建築物関係（99条1項1号，6条1項3号前段）	532
2	都市計画区域等における建築物関係（99条1項1号，6条1項4号）	534
第2	措置命令違反	534
	建築主が措置命令に違反（98条1項1号，9条1項，105条1号）	534
第3	工事停止命令違反	536
1	建築主に対する命令違反（98条1項1号，9条10項前段）	536
2	工事請負人に対する命令違反（98条1項1号，9条10項前段，9条の2，105条1号）	537
第4節	河川法（昭和39年法律167号）	538
第1	河川区域内工作物設置	539
	河川区域内の土地に無許可で工作物を新築（102条2号，26条1項前段）	539
第2	河川区域内形状変更	539
	河川区域内の土砂を掘削（102条3号，27条1項）	540
第3	政令等による禁止行為	541
	河川区域内の土地にごみを捨てる（109条1項，29条1項，施行令59条2号，16条の4第1項2号ハ，廃棄物の処理及び清掃に関する法律25条1項14号，16条）	541

第5節 下水道法（昭和33年法律79号）	544
特定事業場からの下水の排除の制限違反（46条1項1号，12条 の2第1項，50条，施行令9条の4第1項5号）	545

第15章 その他

第1節 国家公務員法（昭和22年法律120号）	547
1 試験問題を漏示（109条12号，100条1項）	547
2 調査に関する情報を漏示（109条12号，100条1項）	548
第2節 弁護士法（昭和24年法律205号），税理士法（昭和26年法律237号）	549
第1 弁護士法違反	549
1 非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止違反（77条3号，72条）	550
2 非弁護士との提携の禁止違反（77条1号，27条）	551
第2 税理士法違反	552
税理士業務の制限違反（59条1項4号，52条）	552
第3節 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律〔裁判員法〕（平成16年 法律63号）	554
1 裁判員に対し，請託と共に威迫の行為をする（106条1項，107 条1項）	554
2 裁判員に対する請託（106条1項）	556
第4節 文化財保護法（昭和25年法律214号）	557
第1 重要文化財の輸出等	557
1 重要文化財の輸出（193条，44条）	557
2 重要文化財の損壊（195条1項）	558
第2 史跡名勝天然記念物の毀損等	558
史跡の毀損（196条1項）	559

第1章 組織的犯罪対策・ 犯罪収益規制関係

第1節 暴力団員による不当な行為の防止等に関する 法律〔暴力団対策法〕(平成3年法律77号)

【解説】

1 本法の目的

本法は、

- ① 暴力団員の行う暴力的要求行為等について必要な規制を行う
- ② 暴力団の対立抗争等による市民生活に対する危険を防止するために必要な措置を講ずる
- ③ 暴力団員の活動による被害の予防等に資するための民間の公益的団体の活動を促進する措置等を講ずる

ことにより、市民生活の安全と平穏の確保を図り、もって国民の自由と権利を保護することを目的としている(1条)。

2 暴力的要求行為及び準暴力的要求行為の規制等(概要)

本法は、一定の要件を備えた暴力団を、公安委員会が、意見聴取(5条)及び国家公安委員会の確認(6条)という手続を経て、「指定暴力団」あるいは「指定暴力団連合」(この両者を合わせて「指定暴力団等」という。)として指定することとし(3条, 4条, 2条3号, 4号), これを前提として、指定暴力団等の構成員(指定暴力団員)がその属する指定暴力団や系列上位指定暴力団の威力を示して一定の不当な要求行為(暴力的要求行為)をすることを禁止し(9条), かつ、何人に対しても、指定暴力団員に暴力的要求行為を要求することや、指定暴力団員による暴力的要求行為の現場に立ち会ってこれを助けることを禁止している(10条)。また、指定暴力

第2章 麻薬・厚生関係

第1節 覚醒剤取締法（昭和26年法律252号）

（注） 本法は、従前「覚せい剤取締法」と表記されていたが、令和元年法律63号により「覚醒剤取締法」と改正され、この改正は、令和2年4月1日から施行されている。従前の裁判例等においては「覚せい剤」という表記が用いられているが、本書では、便宜上、「覚醒剤」という表記に統一している。

【解説】

本法は、覚醒剤の濫用による保健衛生上の危害を防止するため、覚醒剤及び覚醒剤原料の輸入、輸出、所持、製造、譲渡、譲受及び使用に関して必要な取締りを行うことを目的としている（1条）。

本法にいう「覚醒剤」とは、①フェニルアミノプロパン及びフェニルメチルアミノプロパン並びにそれらの塩類、②①と同種の覚醒作用を有する物であって政令で指定するもの、③①又は②に掲げる物のいずれかを含有する物とされているが（2条1項）、②の政令で指定されているものはなく、實際上、我が国において取締りの対象となっているのは、フェニルメチルアミノプロパン及びその塩類である。

第1 輸入（41条）

【解説】

① 「輸入」とは、我が国の統治権が現実に行使されていない地域から、我が国の統治権が行使されている地域に覚醒剤を搬入する行為をいう。

覚醒剤輸入罪は、海路を利用した場合は覚醒剤を船舶から本邦に陸揚げ

第3章 危険物関係

第1節 爆発物取締罰則（明治17年太政官布告32号）

第1 爆発物使用（1条）

【解説】

- 1 1条は、治安を妨げ、又は人の身体若しくは財産を害する目的で爆発物を使用する行為を対象とする罰則であり、その法定刑は死刑を含む重いものである。

「爆発物」とは、理化学上の爆発現象を惹起するような不安定な平衡状態において、薬品その他の資材が結合している物体であって、その爆発作用そのものによって公共の安全を乱し又は人の身体財産を害するに足る破壊力を有するものをいう（最大判昭31・6・27刑集10・6・921等）。後記各記載例のように、爆発物の構造、成分等を明示して爆発物であることを示すのが通常である。

- 2 本罪は、「治安ヲ妨ケ又ハ人ノ身体財産ヲ害セントスルノ目的」を要する目的犯である。

「治安を妨げ」とは、公共の安全と秩序を害することをいう（最判昭47・3・9刑集26・2・151）。一地方の静謐を害する程度に達することを要しない。

「人の身体財産を害せんとする」とは、日本国民及び日本国内にいる外国人の生命、身体又は財産を害せんとすることをいう。「人」とは、犯人以外の者であり、不特定多数に限らず、特定又は不特定の一人であってもよい。

- 3 「使用」については、一般に治安を妨げ又は犯人以外の人の身体若しくは財産を害するおそれのある状況下において、爆発物を爆発すべき状態に

第4章 風紀・青少年保護・生活安全関係

第1節 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律〔風営法〕（昭和23年法律122号）

【解説】

- 1 本法は、善良の風俗と清浄な風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため、風俗営業及び性風俗関連特殊営業等について、営業時間、営業区域等を制限し、及び年少者をこれらの営業所に立ち入らせること等を規制するとともに、風俗営業の健全化に資するため、その業務の適正化を促進する等の措置を講ずることを目的としている（1条）。
- 2 本法における規制等の対象となる「風俗営業」とは、次のいずれかに該当する営業をいうものとされる（2条1項）。
 - ① キャバレー、待合、料理店、カフェーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業（同項1号）
 - ② 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、国家公安委員会規則で定めるところにより計った営業所内の照度を10ルクス以下として営むもの（同項2号）
 - ③ 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが5平方メートル以下である客席を設けて営むもの（同項3号）
 - ④ まあじゃん屋、ぱちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業（同項4号）
 - ⑤ スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるも

第5章 労働関係

第1節 労働基準法（昭和22年法律49号）

【解説】

本法は、日本国憲法27条2項の「賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。」との規定を受けて設けられたものである。

本法において「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者をいい（9条）、「使用者」とは、事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為をするすべての者をいい（10条）、「賃金」とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称のいかんを問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払うすべてのものをいう（11条）。

また、本法においては、「平均賃金」という概念が用いられているが、その意義は、原則として、「これを算定すべき事由の発生した日以前3箇月間にその労働者に対し支払われた賃金の総額を、その期間の総日数で除した金額」とされ、ただし、その金額は、12条1項各号によって計算した金額を下回らないものとされる（同項）ほか、その計算方法については、同条2項以下に規定がある。

第1 解雇予告手当の不払

【解説】

- 1 20条1項は、使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては少なくとも30日前にその予告をしなければならないこととし、30日前に予告をしない使用者は、原則として30日分以上の平均賃金（「解雇予告手当」と通

第6章 外事関係

第1節 出入国管理及び難民認定法〔入管法〕（昭和26年政令319号）

【解説】

- 1 本法は、いわゆるポツダム政令である出入国管理令として制定され、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律（昭和27年法律126号）4条において、「法律としての効力を有するものとする。」とされたものである。題名は、難民の地位に関する条約等への加入に伴う本法改正（昭和56年法律86号）が行われた際に現在のものに改められた。
- 2 本法は、本邦に入国し、又は本邦から出国する全ての人の出入国及び本邦に在留する全ての外国人の在留の公正な管理を図るとともに、難民の認定手続を整備することを目的とするものとされており、我が国における出入国管理行政の中心となる法令である。その規定内容は多岐にわたるとともに、近時の国際化の流れに沿って頻繁に改正されている。

最近においては、平成30年12月に成立した出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成30年法律102号。ほとんどの規定は、平成31年4月1日施行）により、出入国在留管理庁が設置されたことに伴う改正が行われたほか、新たな在留資格として「特定技能1号」「特定技能2号」が新設された。

第1 不法入国

【解説】

- 1 3条1項は、①有効な旅券を所持しない者（有効な乗員手帳を所持する乗

第7章 環境関係

第1節 廃棄物の処理及び清掃に関する法律〔廃棄物処理法〕(昭和45年法律137号)

【解説】

- 1 本法は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としている（1条）。
- 2 本法において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体、その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいうものとされる（2条1項）。

さらに、本法は、廃棄物の種別に応じ、以下のような定義を設けている。

- 一般廃棄物：産業廃棄物以外の廃棄物をいう（同条2項）。
- 特別管理一般廃棄物：一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう（同条3項）。
- 産業廃棄物：①事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物及び②輸入された廃棄物（本邦に入国する者が携帯する廃棄物のうち政令で定めるもの等、一定のものは除かれる。）をいう（同条4項）。
- 特別管理産業廃棄物：産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう（同条5項）。

第8章 選挙関係

公職選挙法（昭和25年法律100号）

第1 買収・被買収（221条1項）

【解説】

- 1 221条から223条までは、広義の買収罪に関する規定であるが、中でも、221条1項は基本的なものであり、事前買収罪（1号）、利害誘導罪（2号）、事後買収罪（3号）、被買収罪（4号）、交付・受交付罪（5号）、周旋・勧誘罪（6号）を定めている。
- 2 事前買収罪（1号）は、「当選を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもつて選挙人又は選挙運動者に対し金銭、物品その他の財産上の利益若しくは公私の職務の供与、その供与の申込み若しくは約束をし又は供応接待、その申込み若しくは約束をした」ことを構成要件としている。金銭、物品等の提供が「供与」であり、酒食等の提供が「供応接待」である。また、行為の種類に応じて、供与罪、申込罪及び約束罪の3種がある。
- 3 1号所定の「事前買収罪」が被買収者の将来の投票行為や投票獲得活動（選挙運動）の対価の供与等を処罰対象とするものであるのに対し、3号所定の「事後買収罪」は、投票及び選挙運動をしたこと等の過去の行為に対する対価の供与等を処罰対象とするものである。
- 4 また、1号所定の「供与」が投票や選挙運動の対価として金品等を授与する行為であるのに対し、5号所定の「交付」とは、買収に供するものとして金品等（例えば、買収資金）を授与することをいう。

【罪数】

- 1回の会合で多数の者を供応接待した場合は、包括一罪である（最決昭

第9章 財政関係

第1節 酒税法（昭和28年法律6号）

【解説】

- 1 本法の課税物件である「酒類」とは、アルコール分1度以上の飲料（薄めてアルコール分1度以上の飲料とすることができるもの〔アルコール分が90度以上のアルコールのうち、7条1項の規定による酒類の製造免許を受けた者が酒類の原料として当該製造免許を受けた製造場において製造するもの以外のものを除く。〕又は溶解してアルコール分1度以上の飲料とすることができる粉末状のものを含む。）をいう（2条1項）。酒類は、発泡性酒類、醸造酒類、蒸留酒類及び混成酒類の4種類に分類される（同条2項）。
- 2 酒類の製造については免許制が採られている。すなわち、酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、かつ、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許（製造免許）を受けなければならない（7条1項本文）。

製造免許を受けずに酒類を製造する行為（無免許製造）は、処罰対象となる（54条1項）。両罰規定がある（59条1項）。

7条1項により酒類の製造免許を受けた者が、その免許を受けた製造場で免許を受けていない酒類を製造した場合（同項ただし書の原料用酒類の場合を除く。）、あるいは、免許を受けた製造場以外の場所で免許を受けた酒類を製造した場合は、いずれも無免許製造となる。また、同条4項により、酒類の製造免許に期限が付されている場合において、当該期限経過後に酒類を製造した場合も無免許製造である。
- 3 酒類の販売業又は販売の代理業若しくは媒介業をしようとする者も、販売場ごとに、免許（販売業免許）を受けなければならない。その違反につ

第10章 民商事・経済関係

第1節 会社法（平成17年法律86号）

第1 特別背任（960条）

【解説】

- 1 本法上の特別背任罪（960条）の主体は、株式会社の発起人、設立時取締役、設立時監査役、取締役、会計参与、監査役、執行役等の一定の地位にある者である（身分犯）。刑法上の背任罪（刑法247条）よりも重く処罰される。同種の規定は、保険業法（同法322条、323条）、投資信託及び投資法人に関する法律（同法228条、228条の2）等にも見られる。

銀行も株式会社であるから（銀行法4条の2）、本法の特別背任罪が適用される。これに対し、信用金庫（信用金庫法2条）及び信用協同組合（中小企業等協同組合法3条2号、4条）等は、株式会社ではなく、かつ、特別背任罪に相当する規定も設けられていないから、これらの役職員については刑法上の背任罪が適用される。

【参考判例】

- いわゆる図利加害目的は、必ずしも図利加害の意欲ないし積極的認容までは要しない（最決昭63・11・21刑集42・9・1251）。
- 従として本人の利益を図る目的があったとしても、主として第三者図利の目的がある以上背任罪が成立する（最判昭29・11・5刑集8・11・1675等）。

第11章 知的財産権関係

第1節 商標法（昭和34年法律127号）

【解説】

- 1 本法は、商標を保護することにより、商標の使用をする者の業務上の信用の維持を図り、もって産業の発達に寄与し、併せて需要者の利益を保護することを目的とするものである（1条）。
- 2 本法における「商標」とは、人の知覚によって認識することができるもののうち、文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合、音その他政令で定めるものであって、①業として商品を生産し、証明し、若しくは譲渡する者がその商品について使用をするもの、又は②業として役務を提供し、若しくは証明する者がその役務について使用をするものをいう（2条1項）。
- 3 商標権は、設定の登録により発生するものとされ（18条1項）、商標権者は、指定商品又は指定役務について登録商標の使用をする権利を専有する（ただし、その商標権について専用使用権を設定したときは、専用使用権者がその登録商標の使用をする権利を専有する範囲については、この限りでない〔25条〕。なお、「使用」の意義については、2条3項参照。）。
- 4 商標権又は専用使用権を侵害した者については、10年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する旨の罰則がある（78条）。

また、「指定商品又は指定商品若しくは指定役務に類似する商品であつて、その商品又はその商品の包装に登録商標又はこれに類似する商標を付したものを譲渡、引渡し又は輸出のために所持する行為」等37条各号又は67条各号所定の行為は、「みなし侵害行為」とされ、これらの行為をした

第12章 農林水産関係

第1節 農地法（昭和27年法律229号）

【解説】

- 1 本法は、国内の農業生産の基盤である農地が現在及び将来における国民のための限られた資源であり、かつ、地域における貴重な資源であることに鑑み、耕作者自らによる農地の所有が果たしてきている重要な役割も踏まえつつ、農地を農地以外のものにするのを規制するとともに、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した農地についての権利の取得を促進し、及び農地の利用関係を調整し、並びに農地の農業上の利用を確保するための措置を講ずることにより、耕作者の地位の安定と国内の農業生産の増大を図り、もって国民に対する食料の安定供給の確保に資することを目的とするものとされる（1条）。
- 2 本法の「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいい、「採草放牧地」とは、農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう（2条1項）。
- 3 本法は、農地及び採草放牧地に係る所有権等の権利の移転等（3条1項）、農地の転用（4条1項）及び農地を農地以外のものにするため等にする権利の移動（5条1項）につき、それぞれ許可制を採り、それらの違反行為について罰則（64条1号）を設けており、両罰規定もある（67条1号）。4条1項違反の罪は、権利の設定又は移転のような法律行為ではなく、農地を農地以外のものにする事実行為を処罰の対象とするものであり、また、転用者が、所有権等何らかの権原を有しているか否かは問わない（最決昭39・8・31刑集18・7・457）。同罪は、農地の肥培管理を不能又は著しく困難にして、耕作の目的に供される土地とは言い難い状態に達した時に成

第13章 運輸・通信関係

第1節 道路運送法（昭和26年法律183号）

第1 無許可の一般旅客自動車運送事業経営

【解説】

- 1 「旅客自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業をいい（2条3項）、一般旅客自動車運送事業及び特定旅客自動車運送事業に分けられる（3条）。
- 2 従来、一般旅客運送事業を經營しようとする者は、主務大臣の「免許」を受けなければならないとされていたが、平成12年改正により、「免許」が「許可」に改められた。
- 3 無許可経営とは、国土交通大臣（の委任を受けた地方運輸局長）の許可を受けないで、不特定の人々の運送要求（需要）に応じ、有償で、自動車を使用して反復継続的に行う目的をもって運送行為をすることをいう。したがって、幼稚園が園児の送迎につき自家用バスにより運送行為をするような自家運送や一時的な運送を含まない。

【参考判例】

- タクシー事業を含む一般旅客自動車運送事業の免許制（編注：当時）は、憲法22条1項の職業選択の自由に反しない（最大判昭38・12・4刑集17・12・2434等）。

第14章 土地・建物関係

第1節 宅地建物取引業法（昭和27年法律176号）

【解説】

本法については、平成26年法律81号により、宅地建物取引士（旧称：宅地建物取引主任者）に関する大幅な改正がなされた。

すなわち、その名称が「宅地建物取引士」（以下「取引士」という。）とされるとともに、取引士の業務処理の原則（15条）、信用失墜行為の禁止（15条の2）、知識及び能力の維持向上（15条の3）、取引士に限らず、広く宅地建物取引業に従事する者の資質向上のための教育（31条の2）、暴力団排除条項の追加（5条1項、18条1項、66条1項、68条の2第1項）等の改正がなされ、経過措置として、改正法施行前に改正前の宅地建物取引主任者資格試験に合格した者は、改正後の取引士資格試験に合格したものとみなす旨（附則2条）、また、改正法の施行の際現に交付されている宅地建物取引主任者証は、取引士証とみなす旨（附則4条）が、それぞれ定められた。

第1 免許の不正取得

【解説】

- 1 宅地建物取引業を営もうとする者は、二以上の都道府県の区域内に事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあっては国土交通大臣の、一の都道府県の区域内にのみ事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあっては当該事務所の所在地を管轄する都道府県知事の免許を受けなければならない（3条1項）。

不正の手段によってその免許を受ける行為について罰則が設けられており（79条1号）、両罰規定もある（84条1号）。

第15章 その他

第1節 国家公務員法（昭和22年法律120号）

【解説】

本法100条1項は、職員及び職員であった者について守秘義務を定め、これに違反して秘密を漏らす行為に対し罰則を設けている（109条12号）。

地方公務員法34条1項にも同旨の定めがある（罰則は、同法60条2号）。

「秘密」とは、非公知の事実であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められるものをいう（最決昭52・12・19刑集31・7・1053等）ところ、近時の裁判例によれば、自動車登録ファイルに記録された自動車の使用者の氏名、住所（名古屋高判平25・3・18高検速報平25・161）、税務署が無予告で行う税務調査の日時（大阪高判平28・2・26高検速報平28・185）等が「秘密」に当たるとされている。

1 試験問題を漏示（109条12号，100条1項）

被疑者は、令和〇年〇〇試験考査委員として、同年〇〇試験の問題作成等の職務に従事していたものであるが、【年月日】頃、数回にわたり、【場所】〇〇大学内の〇〇教室等において、同年の〇〇試験受験予定者である甲に対し、自己が作成に関与した同年〇〇試験の問題を教示し、もって職務上知ることのできた秘密を漏らしたものである。

【罰則】

第109条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円

法令名索引

あ 行

医師法（昭和23年法律201号）	79
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律〔旧薬事法〕（昭和35年法律145号）	81
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律83号）	202
屋外広告物条例	321

か 行

会社法（平成17年法律86号）	365
火災びんの使用等の処罰に関する法律（昭和47年法律17号）	102
覚醒剤取締法（昭和26年法律252号）	31
貸金業法（昭和58年法律32号）	391
河川法（昭和39年法律167号）	538
貨物自動車運送事業法（平成元年法律83号）	463
火薬類取締法（昭和25年法律149号）	119
関税法（昭和29年法律61号）	349
漁業法（昭和24年法律267号）	445
競馬法（昭和23年法律158号）	160
下水道法（昭和33年法律79号）	544
建設業法（昭和24年法律100号）	528
建築基準法（昭和25年法律201号）	532
高圧ガス保安法（昭和26年法律204号）	306
航空機の強取等の処罰に関する法律（昭和45年法律68号）	476
航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（昭和49年法律87号）	480
公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（東京都）（昭和37年東京都条例103号）	222
公職選挙法（昭和25年法律100号）	323
国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律 麻薬特例法（平	

成3年法律94号)	58
国家公務員法(昭和22年法律120号)	547
古物営業法(昭和24年法律108号)	218

さ 行

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成16年法律63号)	554
私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律(平成26年法律 126号)	168
自転車競技法(昭和23年法律209号)	160
児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関す る法律(平成11年法律52号)	188
自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律145号)	467
児童福祉法(昭和22年法律164号)	175
住宅宿泊事業法(平成29年法律65号)	94
銃砲刀剣類所持等取締法(昭33年法律6号)	106
酒税法(昭和28年法律6号)	345
出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律195号)	398
出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令319号)	245
商標法(昭和34年法律127号)	411
消防法(昭和23年法律186号)	127
職業安定法(昭和22年法律141号)	238
食品衛生法(昭和22年法律233号)	73
新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法(昭 和39年法律111号)	473
森林法(昭和26年法律249号)	432
水産資源保護法(昭和26年法律313号)	445
水質汚濁防止法(昭和45年法律138号)	310
ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律81号)	206
税理士法(昭和26年法律237号)	549
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律75号)	313
船舶安全法(昭和8年法律11号)	486
船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和26年法律149号)	488
組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成11年法律136号)	10

た 行

大気汚染防止法（昭和43年法律97号）	308
大麻取締法（昭和23年法律124号）	53
宅地建物取引業法（昭和27年法律176号）	519
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律88号）	435
著作権法（昭和45年法律48号）	415
鉄道営業法（明治33年法律65号）	471
電気通信事業法（昭和59年法律86号）	498
電波法（昭和25年法律131号）	494
東京都青少年の健全な育成に関する条例（昭和39年東京都条例181号）	229
動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律105号）	318
道路運送車両法（昭和26年法律185号）	457
道路運送法（昭和26年法律183号）	453
特定商取引に関する法律（昭和51年法律57号）	385
特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律80号）	166
毒物及び劇物取締法（昭和25年法律303号）	68

な 行

入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべ き行為の処罰に関する法律（平成14年法律101号）	362
農地法（昭和27年法律229号）	429

は 行

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律137号）	295
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律31 号）	212
売春防止法（昭和30年法律118号）	146
爆発物取締罰則（明治17年太政官布告32号）	97
破産法（平成16年法律75号）	377
犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律22号）	23
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律122号）	131
武器等製造法（昭和28年法律145号）	124
不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律128号）	500
不正競争防止法（平成5年法律45号）	381
文化財保護法（昭和25年法律214号）	557

〈編著者紹介〉

加藤 俊治 最高検察庁検事，前宮崎地方検察庁検事正，
前法務省大臣官房審議官（刑事局担当）

※ 本書の無断複製（コピー）は，著作権法上の例外を除き，禁じられています。また，代行業者等に依頼してスキャンやデジタルデータ化を行うことは，たとえ個人や家庭内の利用を目的とする場合であっても，著作権法違反となります。

警察官のための

充実・犯罪事実記載例―特別法犯―〔第5版〕

令和3年4月15日 第5版第1刷発行

編著者 加藤 俊治
発行者 橘 茂雄
発行所 立花書房
東京都千代田区神田小川町3-28-2
電話 03-3291-1561（代表）
FAX 03-3233-2871
<http://tachibanashobo.co.jp>

平成23年1月5日 新訂版発行 平成28年8月10日 第4版発行
© 2021 Toshiharu Kato (印刷・製本) 倉敷印刷
乱丁・落丁の際は本社でお取り替えいたします。